

日医発第 105 号（健Ⅱ）
令和 7 年 4 月 9 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡辺 弘司
佐原 博之
（公印省略）

指定難病等医療費助成に係る医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 50 号）、「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）及び「特定疾患治療研究事業について」（昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知）に基づく医療費助成では、指定医療機関の窓口において高額療養費制度適用後の医療保険給付額を算出できるよう、受給者証に医療保険における所得区分（以下単に「所得区分」という。）を記載することとしており、受給者証作成にあたり、自治体から医療保険者に対して、所得区分の照会（以下「保険者照会」という。）が行われているところです。

保険者照会につきましては、令和 7 年中に廃止が予定されていることから、今般、その取扱いについて厚生労働省より各都道府県等宛に事前連絡がなされるとともに本会へも周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会管内郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. スケジュール（予定）について

健康保険法施行令等の改正や関係通知の改正の措置を行い、令和 7 年中から廃止することを予定しております。

2. 保険者照会廃止後の所得区分の確認方法について

受給者証への所得区分の記載を廃止いたしますので、指定医療機関においては次の方法により所得区分を確認することといたします。

- （1）オンライン資格確認又は限度額適用認定証等により所得区分の確認ができる指定医療機関

①マイナ保険証の場合

患者がマイナンバーカードをカードリーダーに置くことで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込します。所得区分の確認のために特別な操作は必要ありません。

②資格確認書（健康保険証）の場合

患者が資格確認書（健康保険証）を提示し、指定医療機関が記号番号等を入力することで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込します。所得区分の確認のため、記号番号等の入力にご協力をお願いします。

③限度額適用認定証等の提示を受ける場合

限度額適用認定証等に記載された所得区分を確認します。

（２）所得区分の確認ができない指定医療機関

所得区分を一般みなし区分（※）として取り扱うことといたします。また、この取扱いに伴う高額療養費の給付額の事後調整は行わないことといたします。

（※）一般みなし区分とは以下を指します。（金額については現時点のものであるため、今後、高額療養費の基準が見直された場合は置き換えてご対応ください。）

①70歳未満の者 適用区分ウ：80,100円＋（医療費－267,000円）×1％

②70歳以上の者（入院療養） 適用区分一般：57,600円

③70歳以上の者（外来療養） 適用区分一般：18,000円

３．償還払いの対応について

保険者照会の廃止により、自治体において所得区分の確認ができなくなります。このため、償還払いの際、患者が自治体に提出する申請書の指定医療機関の証明欄に所得区分の記入を求められる可能性があります。その際は、上記２の方法により確認を行った所得区分の記入についてご協力をお願いします。

以上

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について（事前連絡）（周知依頼）

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 50 号）、「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）及び「特定疾患治療研究事業について」（昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知）に基づく医療費助成では、指定医療機関の窓口において高額療養費制度適用後の医療保険給付額を算出できるよう、受給者証に医療保険における所得区分（以下単に「所得区分」という。）を記載することとしており、受給者証作成にあたり、自治体から医療保険者に対して、所得区分の照会（以下「保険者照会」という。）を行っております。

この点、地方分権提案募集等において、自治体・保険者の事務負担が過重になっていることや、保険者から回答が得られないケースがあるなどの課題が指摘されておりました。また、令和 5 年 4 月より保険医療機関・薬局において、オンライン資格確認の導入が原則として義務づけられ、その上で令和 6 年 12 月から健康保険証の新規発行が停止され、資格確認方法が原則マイナ保険証によるオンライン資格確認に移行したことに伴い、基本的に指定医療機関はオンライン資格確認により患者の所得区分を正確に確認することができるようになっております。

そのため、現在、保険者照会の廃止に向けて対応を進めておりますので、下記のとおりお知らせいたします。つきましては、貴会から、貴会会員の関係機関に対して周知いただけるよう、御配慮方よろしく願いいたします。

なお、本件は各都道府県・指定都市の難病対策担当課及び各都道府県・指定都市・中核市・児童相談設置市の小児慢性特定疾病対策担当課宛てにも、管内の指定医療機関に対して周知していただくよう、依頼していることを申し添えます。

記

1. スケジュール（予定）について

健康保険法施行令等の改正や関係通知の改正の措置を行い、令和 7 年中から廃止することを予定しております。

2. 保険者照会廃止後の所得区分の確認方法について

受給者証への所得区分の記載を廃止いたしますので、指定医療機関においては次の方法により所得区分を確認することといたします。

(1) オンライン資格確認又は限度額適用認定証等により所得区分の確認ができる指定医療機関

①マイナ保険証の場合

患者がマイナナンバーカードをカードリーダーに置くことで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込します。

所得区分の確認のために特別な操作は必要ありません。

②資格確認書（健康保険証）の場合

患者が資格確認書（健康保険証）を提示し、指定医療機関が記号番号等を入力することで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込します。

所得区分の確認のため、記号番号等の入力にご協力をお願いします。

③限度額適用認定証等の提示を受ける場合

限度額適用認定証等に記載された所得区分を確認します。

(2) 所得区分の確認ができない指定医療機関

所得区分を一般みなし区分（※）として取り扱うことといたします。

また、この取扱いに伴う高額療養費の給付額の事後調整は行わないことといたします。

（※）一般みなし区分とは以下を指します。（金額については現時点のものであるため、今後、高額療養費の基準が見直された場合は置き換えてご対応ください。）

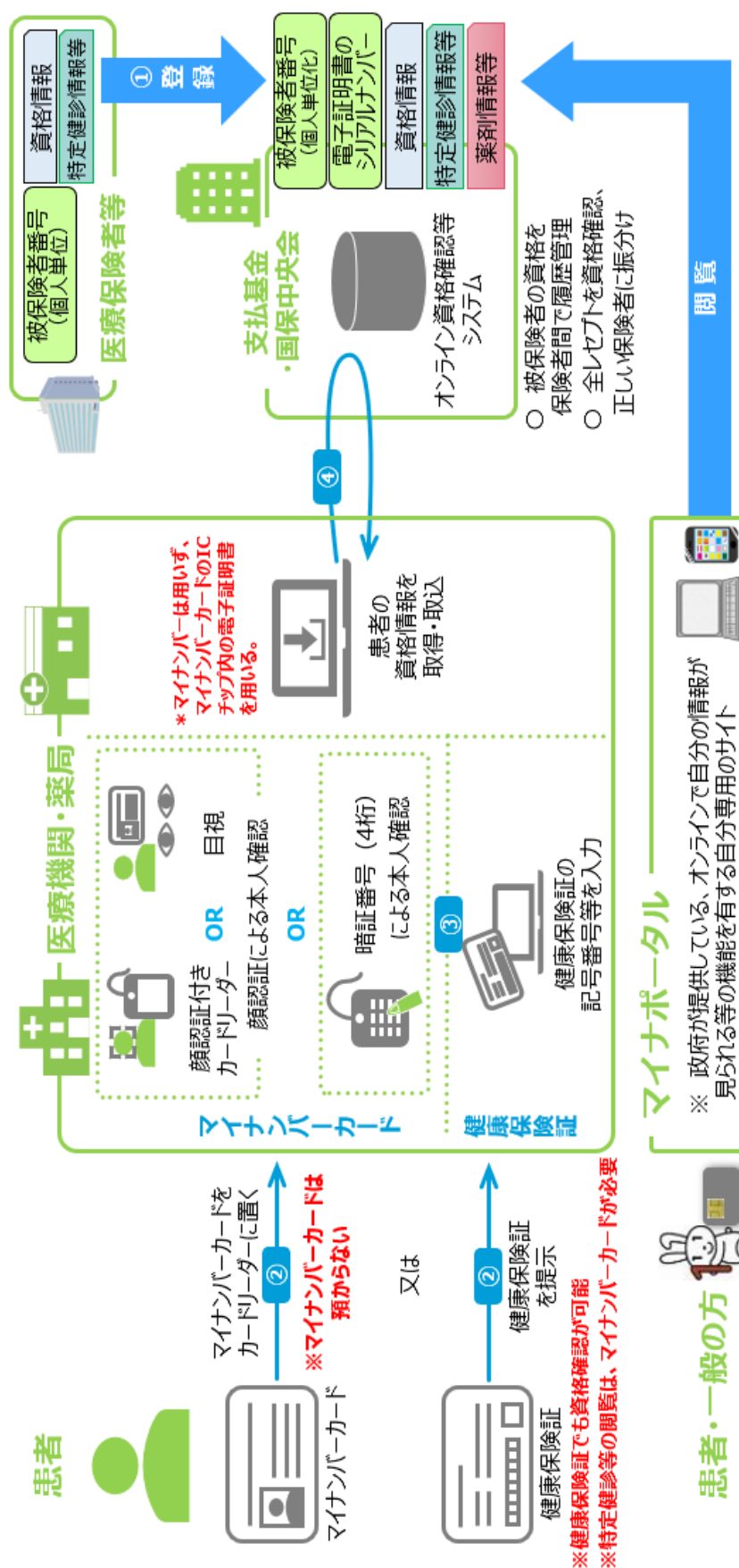
- | | |
|----------------|---------------------------------|
| ①70歳未満の者 | 適用区分ウ：80,100円＋（医療費－267,000円）×1% |
| ②70歳以上の者（入院療養） | 適用区分一般：57,600円 |
| ③70歳以上の者（外来療養） | 適用区分一般：18,000円 |

3. 償還払いの対応について

保険者照会の廃止により、自治体において所得区分の確認ができなくなります。このため、償還払いの際、患者が自治体に提出する申請書の指定医療機関の証明欄に所得区分の記入を求められる可能性があります。その際は、上記2の方法により確認を行った所得区分の記入についてご協力をお願いします。

オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの保険証利用）について

- オンライン資格確認等システムの導入により、
- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
 - ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナンバーでの閲覧も可能）。



事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

各〔都 道 府 県
指 定 都 市〕 難病対策担当課 御中

各〔都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談設置市〕 小児慢性特定疾病対策担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について（事前連絡）

難病対策及び小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

医療保険における所得区分（以下単に「所得区分」という。）の照会等に係る事務（以下「保険者照会」という。）については、「難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する特定医療及び特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて」（平成 26 年 12 月 26 日付け健疾発 1225 第 2 号）及び「児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて」（平成 26 年 12 月 26 日付け雇児母発 1226 第 1 号）により対応いただいているところですが、地方分権提案募集等において、自治体・保険者の事務負担が過重になっていることや、保険者から回答が得られないケースがあるなどの課題が指摘されておりました。また、令和 5 年 4 月より保険医療機関・薬局において、オンライン資格確認の導入が原則として義務づけられ、その上で令和 6 年 12 月から健康保険証の新規発行が停止され、資格確認方法が原則マイナ保険証によるオンライン資格確認に移行したことに伴い、基本的に指定医療機関はオンライン資格確認により患者の所得区分を正確に確認することができるようになっております。

そのため、現在、保険者照会の廃止に向けて対応を進めておりますので、下記のとおりお知らせいたします。貴課におかれても御了知いただくとともに、貴管轄下の指定医療機関への周知方についてお願いいたします。

なお、本事務連絡については、保険局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. スケジュール（予定）について

健康保険法施行令等の改正や関係通知の改正の措置を行い、令和7年中から廃止することを予定しております。

2. 保険者照会廃止後の所得区分の確認方法について

受給者証への所得区分等の記載を廃止いたしますので、指定医療機関においては次の方法により所得区分を確認することといたします。

（1）オンライン資格確認又は限度額適用認定証等により所得区分の確認ができる指定医療機関

①マイナ保険証の場合

患者がマイナンバーカードをカードリーダーに置くことで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込します。

②資格確認書（健康保険証）の場合

患者が資格確認書（健康保険証）を提示し、指定医療機関が記号番号等を入力することで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込します。

③限度額適用認定証等の提示を受ける場合

限度額適用認定証等に記載された所得区分を確認します。

（2）所得区分の確認ができない指定医療機関

所得区分を一般みなし区分（※）として取り扱うことといたします。

また、この取扱いに伴う高額療養費の給付額の事後調整は行わないことといたします。

（※）一般みなし区分とは以下を指します。（金額については現時点のものであるため、今後、高額療養費の基準が見直された場合は置き換えてご対応ください。）

- | | |
|----------------|--|
| ①70歳未満の者 | 適用区分ウ： $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ |
| ②70歳以上の者（入院療養） | 適用区分一般：57,600円 |
| ③70歳以上の者（外来療養） | 適用区分一般：18,000円 |

3. 償還払いの対応について

保険者照会の廃止により、自治体において所得区分の確認ができなくなるところ、償還払い等の際には、申請書の指定医療機関の証明欄に所得区分の記入を求める等の対応により、確認する方法が考えられます。

オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの保険証利用）について

- オンライン資格確認等システムの導入により、
- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
 - ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナンバーでの閲覧も可能）。

